

# 社会保障 安心

介護施設や保育所などを運営する社会福祉法人の見直しを、国が検討している。株式会社やNPOなどが相次いで福祉サービスに参入する中、税制優遇にまわしい役割を果たしているかどうかに疑問が投げかけられるためだ。存在意義を高めようと、生活困窮者への支援など、新たな地域福祉事業を開拓する法人も現れた。議論の背景や改革の方向性を探った。

(野口博文、写真も)

\* 次回の社会保障面は31日掲載予定です。

□ 社会福祉法人・社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法に基づき、国や都道府県などの認可により設立された非営利の民間組織。1951年に制度化され、現在1万9810法人あり、9割が福祉施設を経営する。社会福祉協議会も社会福祉法人の一つ。

● 非課税に違和感  
同じ介護サービスを提供しているのに、社会福祉法人だけが非課税であることに違和感があった。千葉内で約60の介護事業所などを運営する社会福祉法人「生活クラブ風の村」の池田徹理事長は

「前年の生活協同組合が運営していたデイサービスなどを法人に移した途端、負担して法人を増やし、1か月半後には雇用契約を結んだ。時給は810円になった。現在は毎月15日間勤務し、高齢者の食事介

校卒業後、アルバイトや派遣の仕事を転々としたが、職探しの意欲を失い、引きこもりがちになつた。その頃、同法人の事業を知つた。昨年4月から交通費だけ受け取り、週2~3日、掃除や洗車などを担当。徐々に勤務時間や業務を増やし、1か月半後には雇用契約を結んだ。時給は810円になつた。現在は毎月15日間勤務し、高齢者の食事介

助も担う。

社会福祉法人は、国や自治体による指導監督などの厳しい規制がある反面、税制上の優遇や施設整備への公費助成があるのが特徴だ。身寄りの中核を担つてきた。だが、その存在意義が問われて

## 税制優遇の根拠揺らぐ



### 社会福祉法人の見直し

高齢者の食事を介助する伊藤さん。受け入れてくれたお陰で働く機会を得られた」と話す(千葉県佐倉市)

福の村の事業を使って還元しよう」(池田理事長)と、2010年度に基金を設立。毎年、経営黒字分の3%を積み立てている。事業の一つとして独自に始めたのが、「中間的就労」と呼ばれる就労支援だ。対人関係が苦手で引きこもりになつたなど、すぐに企業で働くのが難しい人々を事業所に受け入れ、正式な雇用に向けて自立を援助する。雇用契約前報酬(1時間500円)や交換を算金から支出する。

そこで、「企業であれば支払うべき税金相当額を、地域の事業に使って還元しよう」(池田理事長)と、2010年度に基金を設立。毎年、経営黒字分の3%を積み立てている。同じ介護事業を行なう株式会社やNPOは税金を負担している。

これまで、じのサービスを利用するかは自治体が決めるだけしかせ

れども、NPOなどと同じサービスしか提供できないのではないか。運営された法人は課税されても仕

法人の役割を問う声は強ま

#### ◆社会福祉法人と、ほかの法人との比較(厚生労働省資料をもとに作成) 社会福祉法人 NPO法人 株式会社

目的	社会福祉事業	特定非営利活動(医療・福祉・社会貢献活動など20種類の分野)	営利
税制	法人税 固定資産税	非課税(原則) 非課税(原則)	課税(所得の25.5%) 課税(税率1.4%)
行政の指導監督	業務の停止命令、解散命令	設立認証の取り消し	なし
行政の定期監査	1~4年に1回	なし	なし

#### ◆社会福祉事業と担い手

入所施設サービス	社会福祉法人と行政に限定(原則)
・特別養護老人ホーム	
・児童養護施設	
・障害児入所施設	
在宅・通所サービス	NPOや株式会社なども可能
・高齢者のデイサービス	
・保育所	
・認知症グループホーム	

◆広がる福祉ニーズ	アルコール依存 多重債務 孤独死 ネット力難民 自殺 高齢者福祉 児童福祉 障害者福祉 ホームレス

議は今年2月、収益の一定割合を社会貢献活動の支出に充てるよう、法令などで義務づける案を明らかにした。

自主的な地域貢献を

法人側も厳しい批判の目を意識して動き始めている。神奈川県内の社会福祉法人は昨年8月から、生活困窮者の相談支援事業を始めた。現在37法人が参加し、会費を出し合って期待されたが、実際、そうした支援に取り組むのはNPOが中心だ。孤独死、引きこもり、病児保育、低所得者の住宅確保など、新たな課題に着目し、解決に向けて成果を上げている。

中、福祉の中心的な担い手として期待されたが、実際、そうした支援に取り組むのはNPOが中心だ。孤独死、引きこもり、病児保育、低所得者の住宅確保など、新たな課題に着目し、解決に向けて成果を上げている。

首都大学東京の岡部卓教授は「財政的に恵まれないNPOが活躍する一方、財政基盤が安定している社会福祉法人は、介護など制度化された事業にしか手を出さない。制度没している」と指摘する。

ただし、参加法人は県内の対象法人の1割に満たない。「まず行政が制度を作るべきだ」「特養の仕事ではない」など、消極的な意見も根強い。

「中心会」の浦野正男理事長は「施設さえ運営していれば十分と考えている法人がまだ多い。だが、資金や人材を地域のために活用しなければ国民の理解は得られない」と危機感をあらわにする。

厚生労働省は昨年9月、制度見直しの検討会を設置した。すべての社会福祉法人が、地域貢献に取り組むよう、支出しの公表制度の導入などを議論している。今年5月に報告を受け、同省は社会福祉法の改正を視野に、具体策を詰めていく方針だ。

複雑化する福祉ニーズにどう対応するか。長年培つてきた経験や知恵を生かした「地域と共に生きる法人」への転換が求められている。

\*NPO(非営利組織)=Non-Profit Organization